

# 消費税軽減税率制度が実施されます！

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税軽減税率制度が実施されます。

税務署では 軽減税率制度の説明会を開催（無料） しておりますので、是非、ご参加ください。

## 軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品	飲食料品とは、食品表示法上に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	対象となる新聞は、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

### 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

すべての事業者



免税事業者



課税事業者



「課税事業者」から区分記載請求書等を求められることがあります。

区分記載請求書

「免税事業者」からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。


## 平成31年（2019年）10月に向けて、準備を確認しましょう。

29年（2017年）～31年（2019年） **準備期間** 10月

31年（2019年）～35年（2023年） **区分記載請求書等保存方式** 10月

35年（2023年）～ **インボイス制度**

- 飲食料品・新聞を **販売（売上げ）** している
  - 販売商品が **10%か8%**かの確認
  - 請求書やレシートに軽減対象品目の記載及び税率ごと（10%及び8%）の合計額の記載
  - 複数税率に対応したレジ等の準備
- 飲食料品・新聞を **購入（仕入れ）** している
  - 購入商品の税率、請求金額に誤りがないか確認
  - 購入商品を **10%と8%**に区分して帳簿に記載



## 請求書等には、区分経理による記載が必要になります。

これまでの記載事項に、税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）が必要です。

総勘定元帳（仕入れ）		株式会社〇〇		
月	日	摘要	借方	貸方
11	2	株式会社△△ 雑貨	22,000	
11	2	株式会社△△ 食料品 ※	21,600	

※は軽減税率対象品目

総勘定元帳（売上げ）		株式会社△△		
月	日	摘要	借方	貸方
11	2	株式会社〇〇 雑貨		22,000
11	2	株式会社〇〇 食料品 ※		21,600

※は軽減税率対象品目

請求書	
株式会社〇〇御中	
平成××年11月2日	
割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
	⋮
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象品目	
株式会社△△	

軽減税率対象品目を「※」や「☆」等の記号で明らかにしておく必要があります。

## 区分経理が困難な中小事業者には特例があります。

### 売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者※

売上げの一定割合を軽減税率対象品目の売上げとして売上税額を計算することができます。

→平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間

### 仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者※

仕入れの一定割合を軽減税率対象品目の仕入れとして仕入税額を計算することができます。

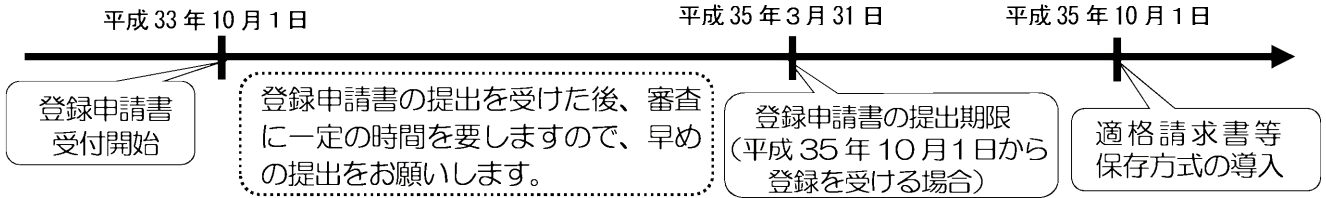
→平成31年10月1日から平成32年9月30日を含む課税期間の末日までの期間

※ 中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

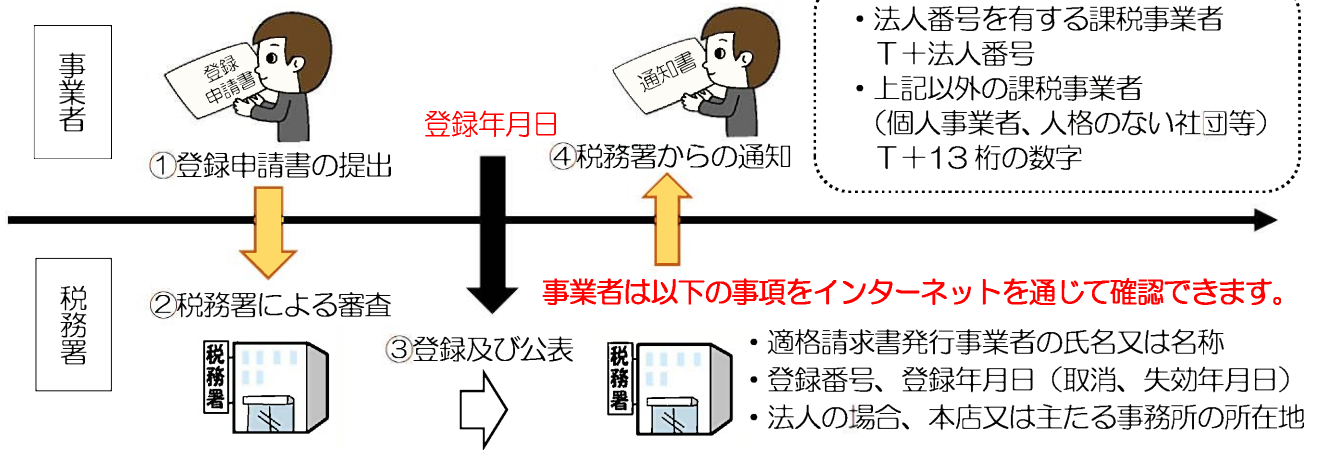
平成35年（2023年）からは、区分記載請求書等の記載事項に登録番号や税率ごとに区分した消費税額等の記載が追加となる**適格請求書等保存方式（インボイス制度）**が導入されます。

## 適格請求書等を発行するには登録申請が必要になります。

登録申請書は、平成33年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される平成35年10月1日から登録を受けるためには、原則として、平成35年3月31日まで（ただし、困難な事情がある場合には、平成35年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



### ～ 申請から登録まで ～



## 区分記載請求書等に登録番号等の記載が必要になります。

区分記載請求書等の記載事項に、登録番号、適用税率、適用税率ごとの消費税額を追加した適格請求書等の発行や記帳などの経理が必要となります。

総勘定元帳（仕入れ）		株式会社〇〇			
月	日	摘要	税区分	借方	貸方
11	2	株式会社△△ 雑貨	10%	22,000	
11	2	株式会社△△ 食料品 ※	8%	21,600	

※は軽減税率対象品目

総勘定元帳（売上げ）		株式会社△△			
月	日	摘要	税区分	借方	貸方
11	2	株式会社〇〇 雑貨	10%		22,000
11	2	株式会社〇〇 食料品 ※	8%		21,600

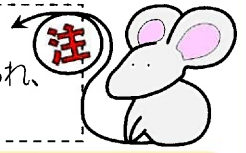
※は軽減税率対象品目

請求書	
株式会社〇〇御中	
平成××年11月2日	
割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
⋮	
合計	40,000円（消費税 3,600円）
10%対象	20,000円（消費税 2,000円）
8%対象	20,000円（消費税 1,600円）
※は軽減税率対象品目	
株式会社△△	
登録番号 T 1234567891234	

## 軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する**軽減税率対策補助金**による事業者支援措置を行っています。

軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。



- 軽減税率対策補助金に関する最新の情報は、「軽減税率対策補助金事務局」のホームページ (<http://kzt-hojo.jp>) をご覧ください。
- 軽減税率対策補助金に関するご相談は、以下で受け付けております。  
専用ダイヤル 0570-081-222  
【受付時間】 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）で受け付けております。

専用ダイヤル 0570-030-456

【受付時間】 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、軽減コールセンターにつながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度に関する詳しい情報については、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから  
国税庁ホームページへ

## 消費税価格転嫁等総合相談センターに関するお問合せ

- 転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置され、次のお問合せに対応しています。
  - ① 転嫁に関する問い合わせ
  - ② 広告・宣伝に関する問い合わせ
  - ③ 消費税総額表示に関する問い合わせ
  - ④ 便乗値上げに関する問い合わせ

のほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】 9:00 ~ 17:00時 (土日祝除く)

メール (URL) <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)